

就職活動におけるハラスメント防止に関する行動規範

株式会社チノー

当社は、就職活動を行う学生、求職者および応募者（以下「求職者」という）の皆様が、安心して当社の採用活動に参加できる環境を提供するため、採用活動に関わる全ての従業員が遵守すべき行動規範を定めます。

採用活動においては、求職者と企業側との間に立場上の優位性が生じやすいことを十分に認識し、その優位性を利用した不適切な言動（セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等）を未然に防止するとともに、求職者の人格と人権を尊重し、公正かつ誠実な対応を徹底します。

■行動規範

1. 従業員への周知・教育

採用活動に関わる従業員に対し、本行動規範の周知を行うとともに、必要に応じて就職活動ハラスメント防止に関する教育・啓発を実施し、適切な対応の徹底を図ります。

2. 採用活動における基本ルール

(1) 対象となる採用活動

本規範の対象には、次に掲げる活動を含みます。

- ①インターンシップ・お仕事体験
- ②会社説明会、職場見学および各種イベント
- ③面接、面談、選考および採用に関する連絡
- ④内定者フォローその他採用に関連する活動

(2) 実施場所および実施方法

採用活動における面談、面接、その他のコミュニケーションは、原則として以下のいずれかの方法で実施します。

- ①会社施設（本社・事業所等）の会議室等
- ②会社が指定するオンライン会議システム
- ③その他会社が適当と認めた場所または方法・実施日時

(3) 適切なコミュニケーション

求職者とのやり取りにおいては、次の事項を遵守します。

- ・採用活動に必要な範囲を超えた私的な連絡先の交換や私的な誘いを行わないこと
- ・性的な言動、不必要な身体接触、容姿に関する発言その他相手に不快感を与える言動を行わないこと
- ・威圧的、差別的または人格を否定する発言や行動を行わないこと
- ・交際の強要、飲酒の強要その他相手の意思に反する行為を行わないこと
- ・採用選考と無関係な個人情報や不当に聴取しないこと
- ・評価および選考において、公平性・透明性を確保すること・業務上必要な範囲を超えた私的な勧誘（個人的な連絡先交換・私的な誘い等）は行わない
- ・威圧的、差別的、不適切な発言や行動を行わない
- ・評価や指導においては、公平性・透明性を確保する

3. 相談窓口

当社の採用活動において、ハラスメントまたは不適切な行為を受けた場合、またはそのおそれがある場合には、以下の窓口で相談、苦情または質問を行うことができます。

【社内窓口】

電 話：03-3956-2134 メール：hotline@chino.co.jp 受付時間：平日 8:30～17:15

【社外窓口】：高井・岡芹法律事務所

電 話：03-3230-2331 メール：compliance@law-pro.jp 受付時間：平日 9:00～17:20

以上